

加西商工会議所「事故通院見舞金制度」規約

（目的）

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する共済制度「生命共済」の一部をなすものである。

（対象者）

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する共済制度「生命共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金について規定するものであり、その対象者は会員事業所の共済制度「生命共済」に加入する事業主・役員及びその従業員（以下、「加入者」という。）とする。

（運営費）

第3条 会員事業所は当商工会議所に対し、共済「生命共済」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

（給付内容）

第4条 本制度の給付は、見舞金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。また支払いはそれぞれ年一回を限度とする。ただし、加入1年後以降の事象について支払いとする。

（脱退）

第5条 次のいずれかに該当した場合、加入者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって共済制度「生命共済」から脱退するものとする。

共済制度「生命共済」から脱退した加入者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- ① 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- ② 会員事業所が共済制度「生命共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
- ③ 加入者が死亡または会員事業所を退職したとき

（給付手続き）

第6条 加入者は、見舞金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。なお該当日（事故通院開始日）より3年を経過した後の請求については支給しない。

（付則）

第1条 この規約は、令和元年11月1日より実施する。

別表1 見舞金給付内容

＜給付する場合＞

●事故通院見舞金

加入者が本制度の保証期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上医療機関へ通院した場合に事故通院見舞金として支給する。（入院給付金が支給された場合は支給しない）

10口	9口	8口	7口	6口	5口	4口	3口
一律 30,000円	一律 27,000円	一律 24,000円	一律 21,000円	一律 18,000円	一律 15,000円	一律 12,000円	一律 9,000円

＜給付できない場合＞

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

- ・ 会員事業所・加入者・特定親族の故意、重過失
- ・ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ・ 戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・ 核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ・ 加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき、または加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転の間に生じた事故によるとき
- ・ 請求当月分の掛け金が入金されないとき
- ・ 針灸、あんま、マッサージへの通院の場合

■＜用語の定義＞

- ・ 加入者：生命共済に加入する会員事業所の事業主・役員および従業員
 - ・ 特定親族：①加入者の配偶者②加入者の同居の親族
なお、ここにいう加入者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいう。
 - ・ 不慮の事故：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故
- * 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。

別表2 見舞金給付請求書類

見舞金区分	必要書類
事故通院見舞金	・ 当所指定請求書 ・ 通院日数・加入者名のわかる領収書等（コピー可）